

# 事業所の新設にあたり、職業紹介責任者が複数事業所を兼任できるようになります

(1)有料職業紹介事業者は、事業所の新設にあたり、職業紹介責任者を複数の事業所に兼任させることができます。(令和8年4月1日から)

(兼任できる期間)

事業所を新設した事業年度の翌事業年度末まで

(兼任できる責任者)

責任者として実務に従事した期間が通算して10年以上

(人数に関する要件)

- ・責任者1人につき担当できる従事者は複数事業所を通じて50人まで
- ・従事者が50人を超える場合は責任者のうち少なくとも1人以上は専属

(2)有料職業紹介事業者は、責任者を兼任させる場合、以下の留意事項を遵守する必要があります。


- ① 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備
- ② 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保
- ③ 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善
- ④ 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと

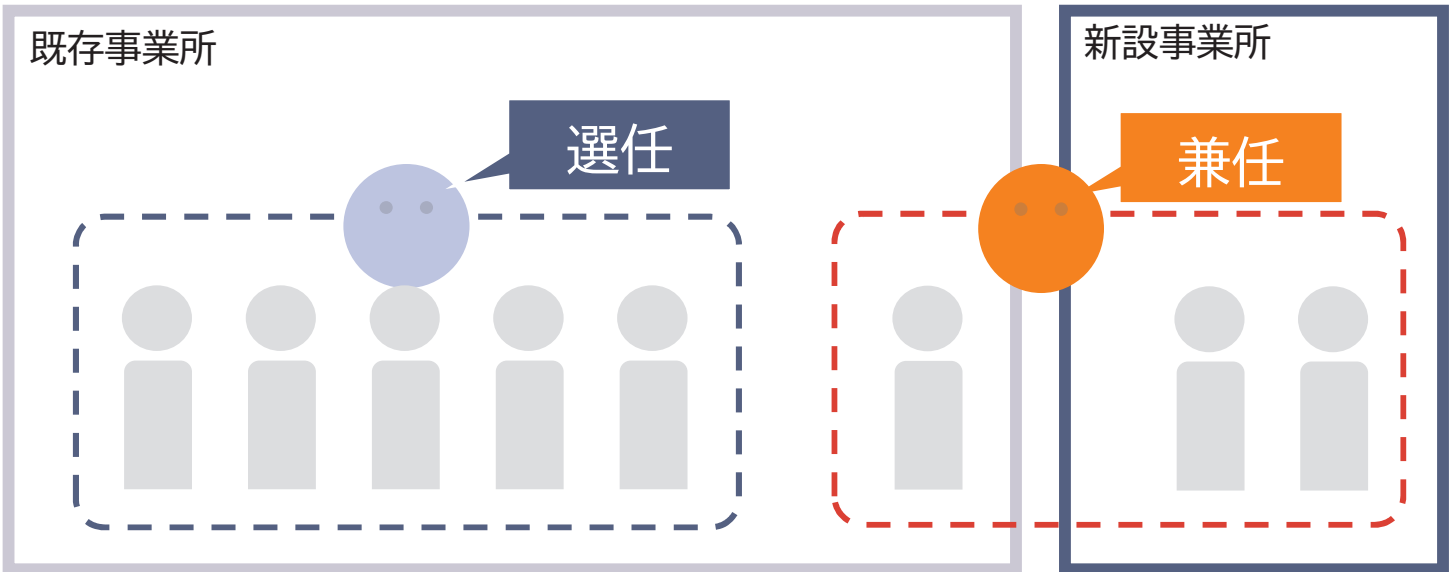
### (3)責任者を兼任させる場合には、事業所の新設の届出をする際、兼任に関する書類を添付してください。

- ・職業紹介責任者兼任届出書(通達様式第20号)
- ・責任者として従事した年数が確認できる書類(様式任意)(経験年数を通算する場合に限る)

#### 兼任のイメージ図

(※既存事業所:従事者60人、新設事業所:従事者20人の場合)

 = 従事者10人



詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先								
労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	需給調整事業室	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業室	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-626-6109	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業室	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業 第一課	052-219-5587	高知	需給調整事業室	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業室	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業 第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業 第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業室	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業 第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1163	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	需給調整事業室	0857-29-0022	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省・都道府県労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare